

2 過労死白書 運輸や医療・福祉などの業種で週就業時間80時間以上の割合が増加

44

政府は10月30日、「令和2年度版過労死等防止対策白書」を閣議決定した。「過労死等防止対策白書」は、過労死等防止対策推進法に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書である。

5回目となる今年の白書では、新型コロナウイルスの感染拡大が、労働環境にも影響をおよぼしていることを踏まえ、社会生活を支える業種の労働時間の実態を分析した。また、過労死等の実態把握のための労災認定事案の分析では、精神障害事案のうち、自殺案件167件を抽出・分析して、「発病から29日以内」の自殺が半数超、6割が医療機関の受診歴がないことがわかった。

新型コロナウイルス感染症への対応

白書は、新型コロナウイルス感染症への対応状況を、特別編に盛り込む。

それによると、新型コロナウイルス感染症の発生以前から、過重労働が懸念される「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」、さらに、新型コロナウイルス感染症への対応により過重労働が懸念される「卸売業、小売業」について、2020年3月から5月までの月末1週間の就業時間が80時間以上の就業者の割合を見ると、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」において、3月から4月までの割合が前年同月よりも増加している。

月末1週間の労働時間が80時間以上の雇用者の割合は、「運輸業、郵便業」では3月の割合、「医療、福祉」では3月から5月の割合が、前年同月よりも増加している(総務省「労働力調査」)。

働く人のメンタルヘルス・ポータル

サイト「こころの耳」に設置した相談窓口や過労死弁護士全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)が行った全国一斉電話相談活動においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、職場が人手不足の状態となり、長時間労働を行うこととなったケースや、職場での感染の不安を抱えながら働いているなどの相談が寄せられている。

適切な労災補償の実施に向けて

白書は、労使団体や業種別事業主団体等の経済団体に対して、労働環境の整備・支援に向け、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染予防の徹底、基礎疾患を持つ方の申出を踏まえたテレワーク等の就業上の配慮、労働者が安心して休むことができるための各種支援策について、傘下団体等に向けて周知するよう要請。都道府県労働局に設置されている「新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口」に寄せられた相談から、過重労働による健康障害が懸念される事業所に対して、健康確保対策の徹底等の必要な指導を実施するとしている。

また、適切な労災補償に向け、医療従事者などの安心感につながり、労災保険がセーフティネットの役割を果たすべく、新型コロナウイルス感染症が労災保険給付の対象となる取り扱いを明示し、業務に起因して感染したものと認められる場合は、適切な労災補償を実施して、確実に補償されるよう、都道府県労働局から事業主を通じて労

災請求の勧奨を実施するとしている。

労災認定事案の分析

白書は、2010年度から2017年度の8年間に認定された脳・心臓疾患事案(2,280件)と精神障害事案(3,517件)の分析結果を紹介している。

それによると、脳・心臓疾患事案は、男性が2,176件(95.4%)、女性が104件(4.6%)となった。

業種別に見ると、「運輸業、郵便業」が753件(33.0%)と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が322件(14.1%)、「製造業」が284件(12.5%)となる。

職種別に見ると、「輸送・機械運転従事者」が694件(30.4%)と最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」が308件(13.5%)、「販売従事者」が249件(10.9%)となる。

また、発症前6カ月の労働時間以外の負荷要因が特定された事案を見ると、「拘束時間の長い勤務」(30.1%)が最多で、次いで「交代勤務・深夜勤務」(14.3%)、「不規則な勤務」(13.3%)、「精神的緊張を伴う業務」(11.4%)となる。業種別では、「医療、福祉」「建設業」で、「精神的緊張を伴う業務」が他の要因と比べて高い。

男女とも専門的・技術的職業が最多

一方、精神障害事案(3,517件)は、男性が2,411件(68.6%)、女性が1,106件(31.4%)となる。脳・心臓疾患事案(男性95.4%、女性4.6%)と比べると、女性の割合が高くなっている。

業種別に見ると、男性では、「製造業」が498件(20.7%)で最も多く、女性

では、「医療・福祉」が342件（30.9%）で最も多い。

職種別では、男女とも「専門的・技術的職業従事者」（男性528件（21.9%）、女性313件（28.3%））が最多となる。

また、発症に関与したと考えられるストレス要因（具体的出来事）を見ると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」が630件（21.9%）と最も多く、次いで「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が509件（17.7%）、「上司とのトラブルがあった」が445件（15.5%）となった。

自殺は「発病29日以内」が半数超

白書では、2015年度と2016年度の2年間に、労災認定された精神障害事案のうち、自殺事案167件（未遂を除く）を抽出して分析を試みた。

自殺事案167件を性別に見ると、男性が162件（97.0%）、女性が5件（3.0%）で、自殺の大半が男性である。

また、発病時の年齢が確認された事案について年齢階層別に見ると、発病年齢が「40～49歳」が56件（33.5%）と最も多く、次いで「30～39歳」が42件（25.1%）、「29歳以下」が34件（20.4%）の順となる。

業種別に見ると、「製造業」が34件（20.4%）と最も多く、次いで「建設業」が29件（17.4%）、「学術研究、専門・技術サービス業」が17件（10.2%）の順となる。

職種別に見ると、「専門的・技術的職業従事者」が67件（40.1%）で4割近くを占め最多。以下、「管理的職業従事者」が25件（15.0%）、「事務従事者」が24件（14.4%）、「販売従事者」が18件（10.8%）となる。

発病から死亡までの日数別に見ると、

「29日以下」が86件（51.5%）、「30～89日」が35件（21.0%）、「90～179日」が17件（10.2%）となる。

また、医療機関の受診状況を見ると、「受診歴あり」が66件（39.5%）、「受診歴なし」が101件（60.5%）となる。

また、具体的出来事別に見ると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」が59件（35.3%）と最も多く、次いで「2週間以上にわたって連続勤務を行った」が40件（24.0%）、「上司とのトラブルがあった」が31件（18.6%）となる。

アンケート調査

白書は、全国の労働者（有効回答数9,798件）と企業（同3,715件）に対して、2019年秋に実施したアンケート調査の結果を紹介している。

労働者調査の結果によると、4～5年前と比較した現在の労働時間については、「短くなった」が27.6%、「変わらない」が58.6%、「長くなった」が13.7%となり、6割弱が労働時間に変化がないと回答している。

業種別に見ると、「金融業、保険業」では、「短くなった」（41.1%）の回答割合が他の業種より高くなっている。一方、「教育、学習支援業」では、「長くなった」（19.1%）が他の業種より高くなっている。

人員増を求める労働者が4割超で最多

また、労働者調査結果によると、過重労働の防止に向けて企業や事業所において労働者が必要と感じる取り組み（複数回答）は、「人員を増やす」（44.8%）が最も多く、次いで「タイムカード、ICカード等の客観的な方法等により労働時間の管理を行う」

（44.3%）、「人材育成・能力開発により生産性の向上を図る」（30.2%）、「労働者間の業務の分担見直しや集約等を推進する」（29.6%）の順となる。

人員増に対応する企業は3割程

一方、企業調査によると、過重労働防止に向けて企業が実施している取り組み（複数回答）は、「タイムカード、ICカード等の客観的な方法による労働時間の管理」が65.0%と最も高く、次いで「病気や通院等に配慮した就業上の措置（労働時間の短縮、業務内容や配置の変更等）等の実施」（55.7%）、「職場における健康づくりに関する取組の推進（健康教育や健康指導の実施等）」（42.8%）、「労働者間の業務の分担見直しや集約等の推進」（32.6%）、「人員の増員」（32.6%）の順となった。労働者が求める人員の補強は3割程にとどまっている。

企業の4割が人手不足で対策困難に

また、過重労働防止に向けた取り組みで企業が困難に感じること（複数回答）は、「人員不足のため対策を取ることが難しい」（40.1%）が最も多く、次いで「労働者間の業務の平準化が難しい」（34.8%）、「業界全体で取り組む必要があり、自社単独の取組では限界がある」（19.2%）となる。

業種別に見ると、「運輸業、郵便業」で「業界全体で取り組む必要があり、自社単独の取組では限界がある」（51.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」で「人員不足のため対策を取ることが難しい」（65.6%）の回答割合が他の業種と比べて高くなっている。

（調査部）